卒業記念に
少年少女の像を完成
岩松小六年生が共同製作

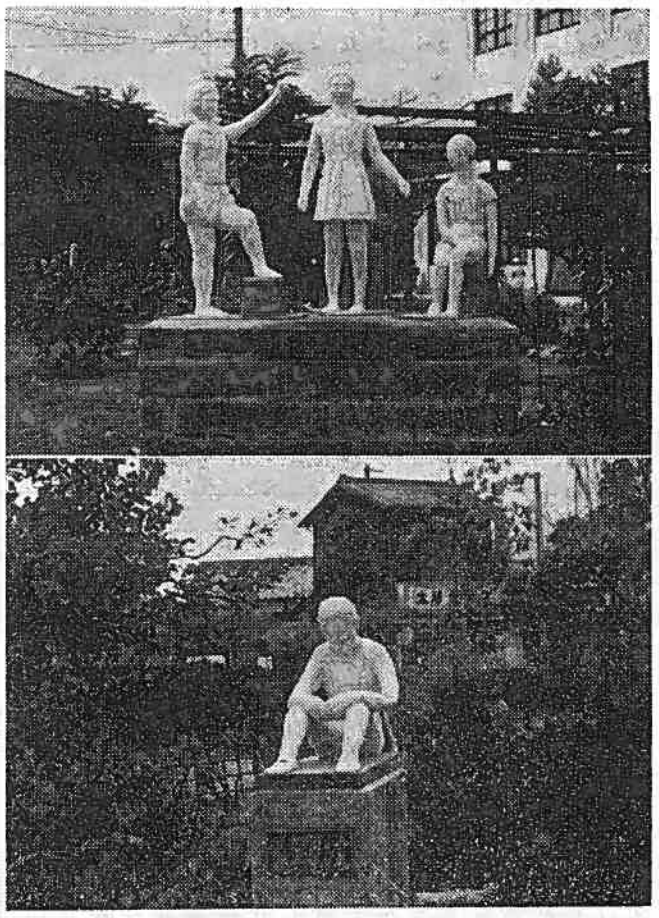

写真は(上)「三人の少女像」と(下)「考える子」の座像

富士市岩松小学校の正面玄関庭先に真白い三人の少女の立像（明るく強く）と一人の少年座像（考える子）の二体が美しく澄みわたつた秋空の下にくつきり描き出され登下校の児童たちをはじめ道行く人の足を止め人気を集めています。

この像は等身大（小学六年生）の白セメント像で、同校の六年生約二〇〇人が明春三月の卒業記念に「何かためになるものを残していきたい……」と夏休みを利用して父兄の同市四丁河原、彫刻家杉本茂さんの熱心な指導とPTAの協力によつて写真のような立派な像が出来あがつたもの。

また像の台座にきざまれている「明るく強く」と「考える子」は同校の渡辺校長の自筆によるものです。

これについて渡辺校長は六年生の生徒たちが共同製作で卒業記念にみごとな像を校庭に残してくれてこんなに嬉しいことはない。「明るく強く」と「考える子」は、同校の教育方針の中から取り上げたものです。これを機会に毎年の卒業生にこういつたものを製作させて、PTAの人たちが一本、二本と草木を持ち寄り長い間たんせいしてくださつた校庭にたくさん飾らせたい。

とうう語つてくれました。

表札と郵便受箱
必らず犬のけい留を

富士郵便局では郵便物を早く間違いなく配達するために表札の掲出および郵便受箱の設置と、犬の係留について次のように一般の協力を求めている。

表札の掲出

表札は郵便を配達する者の大切な目じるしである。表札を出していない家、出してあつても姓だけのもの、古くて読めないもの等のため、外務員は配達に大変苦労している。とくになれない臨時の職員が配達するような場合は難渋するばかりでなく、誤配達の原因にもなりかねない。

郵便を正確に受けるためには、表札を出し、その表札には町名、番地、姓名（世帯主のみでなく、できれば家族、同居者等の分も）を書きまた古くて読めない表札は新しく書きなおすことです。

郵便受箱の設置

郵便受箱もぜひ設置していただきたいものである。郵便配達の際留守でも受箱があれば普通郵便は確実に配達され、留守でなくても、受箱があれば配達は円滑に運ばれて早くなる。

なお最近郵便物が大型化の傾向にあるので、受箱も大きくし差し入れ口も大きくしたものの設置が望ましい。

犬のけい留

犬は繋留の上飼育していただきたい。咬癖のある犬その他危害を与える動物の放飼い等をしている建物内に居住する者にあてた郵便物は配達員の危険の発生を避けるため、配達をしないことがありますから必らず繋留すること。

なお富士局では毎年五件程度の被害が発生している。

郵便物の転送は転居届で

今までは郵便局に転居通知が提出されなくても、新住所が判つていれば郵便物を何年でも新住所に転送していたが、最近のように郵便物が激増しているときには、転居先の調査などの事務に追われてかえつて一般郵便物の送達に悪い影響を及ぼしている。そこで6月1日の郵便法改正で転送事務の正確をはかるため転送は、旧住所または居所の配達受持郵便局に転居届が出されてある場合に限り1年間行うことになつた。

今後、住所を変更して旧住所あての郵便物を新住所あてに転送希望するときは必らず転居届を提出しておくことである（転居届の用紙は、郵便局のほか、市役所の窓口に備付してある）

なお書留としない通常郵便物の配達を受けた物が受領後受取人の転居先を郵便物に表示してポストに入れたときはその郵便物だけは転居届が出たものとして従来と同様に転送される。

危険物取扱主任者の試験日

危険物取扱主任者（甲種・乙種）の試験は、来る十一月十二日午前十時より正午まで沼津市で行なわれます。受験希望者は関係書類をもつて九月二十五日より十月二十八日までに富士市消防署へ提出してください。

受験要項はつぎのとおりです。

◇受験手続
(1)危険物取扱主任者試験受験願書一部提出すること
(2)写真二枚（願書提出前六月以内に撮影した、正面半身像の手札型、裏面に撮影年月日、および氏名、年令を記入すること）
(3)甲種の場合（大学若しくは短期大学において化学に関する学科又は課程を修了したことを証明する卒業証書の写と規定の証明書を提出すること）
乙種の場合（乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有するものの証明書を提出する
(4)甲種　八〇〇円
乙種　五〇〇円
◇願書受付期間
九月二十五日～十月二十八日迄
◇試験日　十一月十二日午前十時より正午まで
◇試験地　沼津市
◇合格発表　十二月中旬までに合格者を市町村役場に通知し県公報に公示します

楽しかつた敬老会

市では9月15日「としよりの日」を記念して市内3会場で75才以上のおとしより 669人に市長から記念品として全員に肌着を贈つたほか85才27名に佐野敬老金、88才7名に敬老杖と婦人会より座ブトンを贈り1日おとしよりを慰安した。

（第一小学校で写す）

正しい運転の励行
秋の交通安全運動はじまる

秋の交通安全運動は、十月十一日から十月二十日まで十日間にわたり県下一斉に展開されます。

この運動の目的は、いうまでもなく道路を利用するすべての人が正しい交通のあり方を認識し、県民自らの手によつて交通秩序を守り道路における交通の安全と円滑を実現しようとするものであります。とくに運動期間中の主な目標は次のとおりです。

◇正しい運転の励行
①無資格運転の防止②最高速度違反の防止③進路をゆずる義務の励行④無理な追越しの予防⑤除行及び踏切等における一時停止の励行⑥歩行者特に児童、幼児の保護⑦信号の遵守⑧酒気運転および過労運転の防止⑨車両の完全整備の励行⑩危険物の安全輸送

◇交通環境の整備
①信号機、道路標識区画線等交通安全施設の整備②違法駐車および違法工作物等の排除③路上物件放置および路上禁止行為等の排除④児童遊戯場設置の促進

「よつぱらい」防止法とは

俗に“酔つぱらい天国”といわれるほど、めいてい者に対して寛容すぎるわが国の社会習慣は絶えず内外の識者から指摘されているそこで度を越した飲酒により起こる悪い状態をなくして、少なくとも酒の上で“他人に迷惑をかけるような言動はいつさいないようにしよう”というのがこの七月一日からすでに実施されている「めいてい者規則法」（酒によつて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律）である。

この法律は、十ケ条および附則からなつているが、その主な点は次のとおりである。

①今までのように、でい酔者だけでなく、でい酔にいたらないめいてい者も保護するなど、保護の対象とする範囲が広げられた
②他人の迷惑となるようないちじるしく粗野または乱暴なめいてい者の言動に対して制訓が設けられた。
③めいてい者の住居に警察官が立ち入りできる（めいてい者が本人の住居内で家族の生命や財産などに危害を及ぼそうとしている場合）
④アルコールの慢性中毒者を保護した場合には、保健所へ通報し保健所では本人に医師の診察を受けるようすすめることや適当な医療施設の紹介を行なうことなどがきめられた。

転入・転出は14日以内に市民課に届出て下さい

国民年金の保険料

有利な前納制度をご利用下さい

被保険者＼期間	期日	毎月納めた場合	前納した場合	割引額
毎月100円の人（34才までの人）	1年	1,200円	1,170円	30円
	5年	6,000円	5,280円	720円
	10年	12,000円	9,310円	2,690円
毎月150円の人（35才以上の人）	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000円	7,910円	1,090円
	10年	18,000円	13,970円	4,030円

火災を発見したら
すぐ電話で「火事」と

火災を発見したときはいち早く電話で「火事」と呼んでください。

すぐ消防署へつないでくれます。出ましたら簡単に火災の発生場所と状況をお知らせ下さい。

富士市消防署
電話（富士）1380番

◎毎週木曜日の午後3時50分から「富士市のたより」があります。……NHK第一放送にダイヤルを合わせましょう。

明るい一家
服部ミエ子